

対象	名称	内容 ※詳細及び最新情報は各問い合わせ先へご確認ください	申し込み・問い合わせ先	
給付金等	業務や通勤などで発症した	平均賃金の80% 労災保険の休業補償であると認められる場合には、 <u>労災保険給付の対象となります。</u>	厚生労働省 北海道労働局 釧路労働基準監督署 ☎ 0154-45-7835	
	感染・感染の疑いで無給や減給になった	国民健康保険の傷病手当金の支給	新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる方が仕事を休み、無給や減給になった場合に、国民健康保険の <u>傷病手当金を受けとれる場合があります。</u>	釧路市 国民健康保険課 ☎ 0154-31-4527
		後期高齢者医療制度の傷病手当金の支給	新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる方が仕事を休み、無給や減給になった場合に、後期高齢者医療制度の <u>傷病手当金を受けとれる場合があります。</u>	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601 釧路市 医療年金課医療給付担当 ☎ 0154-31-4526
	収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給 ※対象範囲拡大	家賃相当額（上限あり） 離職・廃業（2年以内）、休業等による収入減少で住居を失うまたはそのおそれのある方に対し、 <u>家賃相当額（上限あり）を支給します。</u> ※個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人	釧路市 釧路市生活相談支援センター ☎ 0154-65-1250 （くらしごと）
		市営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症の影響による雇用先からの解雇に伴い、現に居住している社宅などから退去を余儀なくされる方またはその同居親族に該当する方に、 <u>市営住宅を提供します。</u> ※提供する住宅や使用期限については、問い合わせ先に確認してください	釧路市 住宅課 ☎ 0154-31-4564
	収入減で学費が払えない	授業料の減免 奨学金の支給等 ※高等教育修学支援新制度	予期できない事由により家計が急変し、世帯（父母等）の収入が減った場合、 <u>授業料等減免や給付型奨学金の対象となる場合があります。</u>	日本学生支援機構奨学金相談センター ☎ 0570-666-301
		高校生等奨学給付金（公立高校・私立高校）	家計急変世帯に対して、 <u>授業料等以外の教育に必要な経費を給付します。</u>	北海道教育委員会 公立：教育庁高等教育課 ☎ 011-204-5760 北海道 私立：北海道庁学事課 ☎ 011-204-5066
	勤務先から休業手当が出ない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の80% 新型コロナウイルス感染症の影響により事業主の指示を受けて休業し、 <u>休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に支給します。</u>	厚生労働省 コールセンター ☎ 0120-221-276
	子育て世帯への支援	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	児童一人あたり5万円 公的年金等を受給していることにより令和3年4月分の児童扶養手当を受けていないひとり親世帯の方や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となった方に <u>児童一人当たり5万円を支給します。</u>	釧路市 こども支援課 ☎ 0154-31-4540
	貸付	緊急小口資金【特例貸付】 （主に休業された方向け）	最大20万円（貸付） 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対して、 <u>最大20万円を貸し付けます。</u> 据置期間：貸付日から1年以内 ※令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。 返済期間：据置期間経過後2年以内	釧路市社会福祉協議会 釧路支所 ☎ 0154-24-1565 阿寒支所 ☎ 0154-66-4200 音別支所 ☎ 01547-6-2941
総合支援資金 生活支援費【特例貸付】 （主に失業された方向け）		単身世帯15万円 複数世帯20万円（貸付） 収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対して、 <u>単身世帯：月額15万円以内、複数世帯：月額20万円まで貸し付けます。</u> 据置期間：貸付日から1年以内 ※令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。 返済期間：据置期間経過後10年以内		

	対象	名称	内容 ※詳細及び最新情報は各問い合わせ先へご確認ください	申し込み・問い合わせ先
猶予	税の申告が間に合わない	申告期限等の延長 (市税・道税・国税等)	市税・道税・国税の申告については、4月15日まで申告期限が延長されています。	釧路市 市税 釧路市役所市民税課 ☎ 0154-31-4514 北海道 道税 釧路総合振興局 ☎ 0154-43-9179 (自動車税) ☎ 0154-43-9173 (その他の税) 国税局 国税 釧路税務署 ☎ 0154-31-5100
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金等の支払い 猶予	一時的に水道料金・下水道使用料の支払いに困難をきたしているお客様に関し、 支払いを猶予します 。また、下水道事業受益者負担金についても 猶予制度 が適用となる場合があります。	釧路市 上下水道部サービス課 ☎0154-43-2162
減免等	保険料等の支払いが厳しい	国民健康保険料の 減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、釧路市国民健康保険の世帯の主たる生計維持者の収入の減少などが見込まれる場合、 国民健康保険料の減免 の対象となる場合があります。	釧路市 国民健康保険課 ☎ 0154-31-4528
		後期高齢者医療保険料の 減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、後期高齢者医療保険の世帯の主たる生計維持者の収入の減少などが見込まれる場合、 後期高齢者医療保険料の減免 の対象となる場合があります。	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601 釧路市 医療年金課医療給付担当 ☎ 0154-31-4526
		介護保険料の 減免 (65歳以上の方)	新型コロナウイルス感染症の影響により、同一世帯の主たる生計維持者の収入の減少などが見込まれる場合、 介護保険料の減免 の対象となる場合があります。	釧路市 介護高齢課介護保険担当 ☎ 0154-31-4598
		国民年金保険料の 免除・納付猶予等	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少等で所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより国民年金保険料の 免除・納付猶予等 の対象となる場合があります。	日本年金機構 釧路年金事務所 ☎0154-22-5810 釧路市 医療年金課年金担当 ☎0154-31-4532
	医療費の支払いが厳しい	一部負担金の 減免等 (医療費の自己負担分)	釧路市国民健康保険の被保険者が特別な理由による著しい収入減等により困窮し医療費の一部負担金の支払いが困難になった場合に適用する 減免制度 があります。	釧路市 国民健康保険課 ☎ 0154-31-4527
		一部負担金の 減免等 (医療費の自己負担分)	後期高齢者医療保険の被保険者が特別な理由による著しい収入減等により困窮し医療費の一部負担金の支払いが困難になった場合に適用する 減免制度 があります。	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601 釧路市 医療年金課医療給付担当 ☎ 0154-31-4526
市営住宅の家賃の支払いが厳しい	市営住宅の家賃の 減免・猶予	市営住宅の入居者で収入が著しく減少した方に対して、家賃の 減免や猶予 が適用できる場合があります。 ※世帯の状況によって必要な申請書類が異なるため、事前にお問い合わせください。	釧路市住宅公社 ☎ 0154-31-4563 釧路市 阿寒建設課 ☎ 0154-64-6191 音別建設課 ☎ 01547-6-2231	
補助金	コーチャンフォー 釧路文化ホール、釧路市生涯学習センターの大ホール又は小ホールの利用者	文化振興イベント開催支援補助金 ホール使用料（冷暖房料、付属設備使用料を含む）の 一部を補助 します。 下記の条件を全て満たす団体 ◎イベント等を実施するため、コーチャンフォー釧路文化ホール（釧路市民文化会館）及び釧路市生涯学習センターの大ホール又は小ホールを使用する団体。 ◎国が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月23日)」等により業種別等ごとに作成された感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施する団体。 ◎北海道において定めるイベント等の開催制限等により、収容率が制限されるイベント等を実施する団体。 ※今後、収容率の制限が変更となる可能性があります。その場合は、収容率に合わせて補助金額も変更となります。 ※特定の思想や政治、宗教等に係るイベント等については対象外となります。 対象期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日 ※対象期間中であっても、北海道において定めるイベント等の開催制限等によっては、対象期間が変更となります。	釧路市 生涯学習課 ☎ 0154-31-4579	